

リスクアセスメント：未知のガス状・揮発性物質〔検知管法〕

環境・健康

SDS 等により物質の情報が得られない未知のガス状・揮発性物質について、定性無機ガス検知管、定性有機ガス検知管、未知ガス定性検知管を用いて、どのようなガス状・揮発性物質が発散しているかを定性できる場合があります。定性用検知管で検知された場合、検知された物質について定量用の検知管を用いてリスクアセスメントを行うことができます（下記表）。

なお、ガス状・揮発性物質が発散していても用いた検知管で検知されない場合があることに留意する必要があります。いずれにしても、できるだけ取り扱い物質についての情報を得ることが重要です。また、検知管法は、妨害成分の影響を受けやすく、成分の分別定量ができないため、スクリーニング的な評価とし、必要に応じ他の分析法により測定することが望まれます。

ガス状・揮発性未知物質の検知管を用いたリスクの見積り例

| | |
|-----------|--|
| 測定対象物質の定性 | 定性無機ガス検知管、定性有機ガス検知管、未知ガス定性検知管を用いて測定対象物質を定性 |
| 定量用検知管の選定 | 定性された物質に対応する検知管を選定 |
| ばく露濃度の測定 | B 測定に準じ、検知管法により作業者の呼吸域でばく露濃度を測定 |
| 評価の指標 | 許容濃度を評価の指標とする |
| リスクの見積り | 〔大〕 評価の指標を超える 〔中〕 評価の指標を超える可能性がある（評価の指標の 1/2 以上） 〔小〕 評価の指標を超えない（評価の指標の 1/2 未満） |

kes サポート

| 課 題 | k e s サポート |
|-----------------|--|
| 有害物質の体内ばく露状況の調査 | 生物学的モニタリング |
| 有害物質の体外ばく露状況の調査 | 個人ばく露モニタリング |
| 有害物質の体外ばく露の情報 | 作業環境測定 |
| 衛生診断、リスクアセスメント | 作業環境測定、健康診断結果等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施 |